

平成29年（2017年）12月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成29年12月 5 日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成29年12月 5 日（火）

応 招 議 員

1 番	岡村哲雄	2 番	大西瑞香
3 番	原 隆伸	4 番	谷 節夫
5 番	奥村 仁	6 番	樋口泰生
7 番	太田哲生	8 番	瀧本 攻
9 番	近澤チヅル	10番	入江康仁
11番	家崎仁行	12番	玉津 充
13番	奥村武生	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
会計管理者	玉津武幸	総務課長	濱田多実博
財政課長	上野和彦	危機管理課長	水谷法夫
企画課長	宮原俊也	税務課長	上村 毅
住民課長	上ノ坊健二	福祉保健課長	中村吉伸
環境管理課長	玉本真也	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	石倉充能	建設課長	植地俊文
水道課長	上野隆志	海山総合支所長	玉津裕一
教育長	村島赳郎	学校教育課長	宮本忠宜
生涯学習課長	井土 誠	監査委員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	奥川賀夫	書 記	家倉義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

15番 平野隆久

16番 中津畑正量

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

### **家崎仁行議長**

皆さん、おはようございます。

開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに、平成29年12月紀北町議会定例会が招集されました。

議員各位には公私ともにご多用のところ、ご出席いただき、ありがとうございます。

去る12月1日に、新しい紀北町議会の組織が構成され、スタートしたところでありますが、議会といたしましては、住民を代表する意思決定機関としての使命を果たすために、最善の努力をいたしたいと存じます。

どうかよろしくお願ひ申し上げます。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられるよう、最後まで慎重なるご審議をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

---

### **家崎仁行議長**

それでは、定刻に達しましたので、ただいまから、平成29年12月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配布したとおりでありますので、ご了承ください。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を、議会事務局長に朗読させます。

協議会事務局長。

### **脇俊明議会事務局長**

皆さん、おはようございます。

平成29年12月紀北町議会定例会会期日程表でございます。

第1日、12月5日、火曜日、9時30分 本会議、開会、人事案件上程、説明、質疑、討論、採決、議案上程、説明、質疑、委員会付託、一般質問受付締切は、本日の午後1時まででございます。

第2日、12月6日、水曜日、休会、常任委員会予定日。

第3日、12月7日、木曜日、休会、常任委員会予定日。

第4日、12月8日、金曜日、休会、常任委員会予備日。

第5日、12月9日、土曜日、休会、休日。

第6日、12月10日、日曜日、休会、休日。

第7日、12月11日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第8日、12月12日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第9日、12月13日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第10日、12月14日、木曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第11日、12月15日、金曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会。でございます。

続きまして、平成29年12月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成29年12月5日（火曜日）午前9時30分開議

- |     |  |
|-----|--|
| 第1  | 会議録署名議員の指名                               |
| 第2  | 会期の決定                                    |
| 第3  | 諸般の報告                                    |
| 第4  | 町政運営の基本方針                                |
| 第5  | 議案第56号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについて         |
| 第6  | 議案第57号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて      |
| 第7  | 議案第58号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて      |
| 第8  | 議案第59号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例               |
| 第9  | 議案第60号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例             |
| 第10 | 議案第61号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例       |
| 第11 | 議案第62号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例      |
| 第12 | 議案第63号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第13 | 議案第64号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第6号）            |

第14 議案第65号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第15 議案第66号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第16 議案第67号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

第17 議案第68号 平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）

第18 請願案件

以上でございます。

### 家崎仁行議長

これより議事に入ります。

---

## 日程第1

### 家崎仁行議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

15番 平野 隆久君

16番 中津畑正量君

のご兩名を指名いたします。

---

## 日程第2

### 家崎仁行議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月5日から12月15日までの11日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

### 家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日、12月5日から12月15日までの11日間とすることに決定いたしました。

---

### 日程第3

#### 家崎仁行議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る11月28日に議会運営委員会が開催され、12月定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等について、ご報告申し上げます。

まず、付議事件であります。本定例会に提出され受理した案件は、人事案件が3件、条例改正案件が5件、補正予算案件が5件、計13件となっております。また、請願1件、陳情1件、意見書提出依頼2件を受理しております。

請願については、所管の委員会に付託することと確認をいただいております。

陳情については、町外からのものであるため、議員の棚に配付しております。

意見書提出依頼2件については、同趣旨の意見書がすでに提出されておりますので、受理するのみにとどめております。

次に、一般質問についてであります。日程は3日間の予定をしておりますが、通告書を締め切った時点で、一般質問の日程を調整させていただくことになります。なお、通告書の受け付けについては、本日の午前8時30分から午後1時までとなっております。通告書の締め切り時間には十分注意してください。

また、質問の内容については、具体的に記載することとなり、単なる質問項目のみで、要旨が具体的に記載されていない場合は、受理しない場合もありますので、ご注意ください。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。普通会計の平成29年度10月分、水道事業会計の平成29年度10月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。

また、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による、平成29年度定期監査、及び第7項の規定による財政援助団体の監査の結果報告を、同条第9項の規定により監査委員からを受けております。

報告書は議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合議会等の開催であります。

三重紀北消防組合議会は12月19日、火曜日、午前10時からの開催、紀北広域連合議会は同日、午後1時30分から開催の予定であります。また、荷坂やすらぎ苑組合議会は12月25日、月曜日、午後1時30分から開催の予定であります。組合議員におかれましては、出席くださいますよう、お願い申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ村島教育長、松永監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

次に、年末年始における行事予定であります。

12月1日から12月10日までの10日間で、年末交通安全県民運動が展開されております。運動の重点は、子どもと高齢者の交通事故防止、横断歩道における歩行者優先の徹底、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶であります。町民一人ひとりが交通安全を自らの問題として捉え、交通安全の各種行事に積極的に参加するなど、交通安全意識を高め、交通事故防止に努めていただきたいと思います。

また、12月22日から12月30日まで9日間で、長島港前浜において、恒例の紀北町年末きいながしま港市が開催されます。今年も関係者一同、一丸となって開催に向け取り組んでいるところと伺っております。町民の皆様、並びに議員におかれましても、イベントが成功に終わりますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、平成30年1月4日、木曜日、午前10時から、東長島スポーツ公園グラウンドで消防出初式が開催されます。

また、1月7日、日曜日、午前10時30分から、海山公民館で成人式が開催されます。出席方、よろしくお願い申し上げます。

次に、常任委員会の開催についてであります。6日と7日の2日間で、常任委員会の開催を予定しております。開催日については、委員長において調整を行っていただき、本日の会議の終わりに報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

## 日程第4

### 家崎仁行議長

次に、日程第4 町政運営の基本方針について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

皆様、おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

早速ではございますが、平成29年12月議会定例会の開会に際し、私の3期目にあつての町政運営の基本方針を申し述べさせていただきます。

先般の町長選挙におきまして、町民の皆様方からご信任を賜り、無投票で再選をさせていただき、引き続き町政を担わせていただくこととなりました。あらためて初心に立ち返り諸課題に全力で、取り組んでいく所存でございます。

私は、初当選以来、すべては住民目線で、すべては住民とともにの基本理念のもと、3期目につきましても同様の考え方を基本として、町民の皆様と協働して町政を進めてまいりますので、議員並びに町民の皆様のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

さて、紀北町が誕生してから12年目を迎え、その間には待ち望まれた紀勢自動車道が延伸し、旧両町との移動時間、距離も大きく短縮されました。これらによりまして、地域自治区を廃止し、新たな紀北町のまちづくりのスタートとして、住民同士の交流を積極的に進めていただいた事により、一体感の醸成が進みつつあると感じているところでございます。

そういった中で、私の2期目の念願でもありました、津波避難ビルを兼ねた健康増進施設紀北健康センターも10月に完成し、11月1日からオープンすることができました。

また、中州地区津波避難タワーの建設、海山消防署の移転など、安全・安心のまちづくり施策にも力を注いでまいりました。

健康面では、ちょい減らし+10の導入、特定健診、がん検診の無料化などを進め、特定健診受診率の大幅な改善を図ることができました。

産業面では、始神テラスのオープン、ふるさと納税への返礼品による、町内特産品の売



り上げ増加、魚市場の改修などの漁業振興、尾鷲ヒノキの日本農業遺産への登録など地場産業の振興を図ってまいりました。

教育面では、紀北中学校の改築、子ども医療費の無料化、新入学児童への学用品の配布など、子育てしやすい環境整備などを進めてまいったところでございます。

こうした実績に加え、これまでの2期8年の経験をもとに、私は紀北町第2次総合計画の将来像でもあります、みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～を目標に、人・地域・産業・各種団体・活動などすべてが元気になるよう、これからも全力で町政に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

今年度からスタートいたしました、紀北町第2次総合計画 前期基本計画を基本とし、今後、前期5年間で重点的に取り組む施策として、安全・安心、健康増進・生涯現役、にぎわい・交流、子育て・教育をテーマとした4つの重点プロジェクトを定め、積極的に取り組んでまいる所存でございます。

まず、安全・安心では、防災ハザードマップによる啓発をはじめ、避難路・避難場所の整備と周知、津波避難タワーの整備、自主防災組織の活動支援、災害時の情報の伝達体制の強化などにも、鋭意取り組んでまいりました。

今後もさらに防災対策を進めることといたしまして、災害時の避難場所、避難所・防災拠点などの整備、紀伊長島消防署の移転をはじめ、高齢者などの災害時の避難にあたって、支援が必要となる避難行動要支援者への対策、自主防災組織の活動支援など、行政・自主防災組織等の関係機関が一体となって、防災体制の強化を図ってまいります。

それに加えまして、関係機関をはじめ、住民、事業者と連携し、災害発生後の迅速な復旧、復興に向けた体制整備も図り、東日本大震災、平成16年台風21号による豪雨災害での教訓を踏まえまして、南海トラフ地震による地震・津波、豪雨などの対策のため、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めてまいります。

また、美しく豊かな自然環境を誇り、環境保全にかかわる各種施策を住民、業者と協働・連携して推進してきた結果、住民の環境保全への関心も高まっております、自主的な環境保全活動が活発化しております。

今後は、環境負荷の少ない持続可能な社会づくりへの取り組みを住民と協働のもとで進めてまいりたい、そのように思っております。

次に、健康増進・生涯現役では、各種健康診査・がん検診や健康教育、相談などの保健事業を実施するとともに、健康づくりについての知識の普及と一層の関心を深めてもらう

情報提供に努めるなど、住民の健康保持・増進を目指した、各種施策を積極的に推進してまいりました。

特に、ちょい減らし+10を合言葉に、ちょい減らし+10チャレンジ、きほく活活体操や健康ウォーキングなどの健康づくり活動に力を入れてきたところでございます。

今後も、住民一人ひとりが自ら積極的に、健康づくり活動へ参加するよう促すことで、健康寿命を延ばし、生涯にわたって元気に過ごせるよう、健全な生活習慣の確立に向けた地域ぐるみの健康づくり活動の促進など、各個人が年齢や体力に応じた運動を生活の一部として、習慣化できるよう啓発の強化を図ってまいります。

また、高齢化の進行とともに医療ニーズはますます高度化、専門化していくことが予想されますことから、医療機関との連絡を密にし、地域医療体制の充実も図ってまいります。

健康は笑顔をつくり、幸福の基礎となるという考えのもと、健康のまちの実現に向け、生涯現役で元気に暮らせるまちづくりを進めてまいります。

次に、にぎわい・交流では、体験型イベント交流施設けいちゅう、きいながしま古里温泉、キャンプinn海山、2つの道の駅、地域振興施設始神テラスなど観光・交流施設に加え、特色ある食文化、数多くあるイベントなど多くの来訪者を有する、観光・交流資源を活用して、自然体験、海・山の産業体験、スポーツ交流などのメニュー化により、民宿、旅館、キャンプ場等への宿泊客の誘致に努めてまいりました。

また、平成26年に紀勢自動車道が全線開通し、中京圏、関西圏から本町へのアクセスが向上したことから、観光客の誘致や住民生活への利便性が図られたところでございます。

産業では、中山間地域総合整備事業をはじめ、海岸環境整備事業などの各種基盤整備事業とともに、新規就農者支援事業による担い手の育成支援など営農条件を整え、離農者の抑制に努めてまいりました。

また、平成29年3月に、尾鷲ヒノキ林業のシステムが日本農業遺産に認定され、尾鷲ヒノキのブランド銘として高い評価を受けたところでございます。

各種イベントなどを通じた他地域との交流活動、町外在住の本町出身者と情報交換を行う、ふれ愛ネット紀北会との交流事業を実施してまいります。また、移住を促進するため、空き家情報の収集・提供を行っております。

今後は、観光のあり方も豊富な地域資源を活用した体験型交流を一層推進することにより、多様化する観光客のニーズに的確に応えていくとともに、農林水産業など地場産業と連携した観光振興、観光関連施設の整備と豊富な地域資源を活用した、通年型の体験型集

客交流を推進することにより、魅力ある観光交流圏づくりを進め、地域経済の活性化を図ってまいります。また、交流人口の増加に向けた、他地域との交流活動を更に活性化するとともに、定住・移住対策を総合的に推進してまいります。

世界遺産熊野古道をはじめ、自然との共生を図りつつ、本町の誇る農林水産業、歴史・文化資源、観光・交流資源、食の魅力を生かし、地域がにぎわい、人が交流するまちづくりを進めてまいりたい、そのように思っております。

次に、子育て・教育では、放課後児童対策の充実、母子保健事業の充実、乳幼児等の医療費助成、保健・福祉・教育・医療の連携、ひとり親家庭や障がい児を持つ家庭への支援など各種子育て支援施策を推進し、さらに、子育て環境づくりとともに、若い世代の結婚・出産・子育ての希望がかなう地域づくりに向けて、きほくファミラボを開設いたしました。それに加えて、子育て世帯への経済的支援として、保育料の軽減措置、第3子以降の保育料の無料化を実施しているところでございます。

教育におきましては、グローバル化に対応したALTによる外国語教育の充実、情報化への対応など、社会変化に対応した教育内容の充実、地域の自然や産業など地域特性を生かした教育に取り組んでまいりました。

さらに、地域に開かれた学校づくりに向け、コミュニティ・スクールの導入、充実に向けた取り組みを進めております。

住民の幅広い学習ニーズに応えるため、図書室の整備や公民館等において、各年齢層に応じた様々な講座・教室・講演会を開催しております。

今後も社会全体で子育て家庭を支援していく視点に立ち、関連部門、関係機関が一体となって、家庭や地域の保育機能を支えるため、多面的な子育て支援施策を積極的に推進してまいります。

学校教育では、児童・生徒数の減少に伴いまして、学校の小規模化が進んでおり、学校の適正規模・適正配置の推進を図る必要があると考えます。

社会教育では、公民館等の社会教育施設のハード・ソフト両面の充実に努めるとともに、住民の学習ニーズを把握しながら、多彩で特色ある学習プログラムを提供するとともに、自主的な学習活動の支援にも取り組んでまいります。

豊かな自然と伝統・文化に恵まれた環境を生かし、子どもを安心して産み育てることができるまちづくりを進めてまいります。

以上、今後のまちづくりを進める上で柱となる4つの重点項目について、私の所信を申し

述べました。

結びになりますが、今後も町民の皆様とともに、住民主体の公平・公正なまちづくりを目指し、明るく・元気に・前向きに、知恵をしぼり、タイミングとバランス感覚を重視し、諸課題に取り組んでまいりますので、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

#### **家崎仁行議長**

以上で、町政運営の基本方針を終わります。

---

### **日程第5～日程第7**

#### **家崎仁行議長**

それでは、議案の審議に入ります。

お諮りします。

日程第5から日程第7の3件については、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### **家崎仁行議長**

異議なしと認めます。

したがって、人事案件3件については、委員会への付託を省略し、直ちに本会議で審議することに決定いたしました。

#### **家崎仁行議長**

お諮りします。

日程第5から日程第7の3件については、提案者から提案説明を求めるにあたり、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### **家崎仁行議長**

異議なしと認めます。

したがって、人事案件3件については、一括して提案説明を求めることに決定しました。  
ここで松永監査委員の退場を求めます。

(松永剛監査委員：退場)

### 家崎仁行議長

それでは、提案者から一括して提案説明を求めます。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第56号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。紀北町監査委員の中里89番地2、松永剛氏が、本年12月9日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、平成25年12月から監査委員としてご尽力いただいているところでございます。

つきましては、同委員として人格が高潔で、財務管理、事業の経営管理等に関し優れた識見を有する同氏を引き続き選任いたしたく 議会の同意を求めるものであります。

議案第57号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。紀北町公平委員会委員の便ノ山396番地、井上佐恵子氏が、本年12月9日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、平成26年12月から公平委員会委員としてご尽力をいただいております。

つきましては、同委員として人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する同氏を引き続き選任いたしたく 議会の同意を求めるものであります。

議案第58号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。紀北町教育委員会委員の森本鑛平氏が、本年12月7日をもって任期満了により退任されますので、後任として上里782番地4、小西正弘氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

森本鑛平氏におかれましては、平成25年12月に教育委員会委員に就任され、同委員として、多大なご尽力を賜ってきたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

後任の小西正弘氏におかれましても、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有することから、適任であると判断したものであります。

人事案件は、以上3件であります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

**家崎仁行議長**

以上で、議案の提案説明を終わります。

---

**日程第5**

**家崎仁行議長**

日程第5 議案第56号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

これで質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

( 発言する者なし )

**家崎仁行議長**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 発言する者なし )

**家崎仁行議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第56号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 全員挙手 )

**家崎仁行議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

松永監査委員の入場を許可いたします。

(松永剛監査委員：入場)

### **家崎仁行議長**

ここで選任同意にあたり、松永監査委員に、ご挨拶をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### **家崎仁行議長**

異議なしと認めます。

したがって、直ちに松永監査委員の挨拶をいただくことに決定します。

松永監査委員の発言を許可します。

松永監査委員。

### **松永剛監査委員**

皆さんおはようございます。

ただいま紀北町監査委員の選任につきご同意をいただきました、松永でございます。

ありがとうございました。

過去4年の監査委員としての経験を生かしながら、紀北町の監査の職務を遂行する所存でございます。今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

---

## **日程第6**

### **家崎仁行議長**

それでは、引き続き議事を進めます。

日程第6 議案第57号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

これで質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

( 発言する者なし )

**家崎仁行議長**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 発言する者なし )

**家崎仁行議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第57号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、  
原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**家崎仁行議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

**日程第7**

**家崎仁行議長**

日程第7 議案第58号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

これで質疑を終了します。



続いて、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

( 発言する者なし )

**家崎仁行議長**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 発言する者なし )

**家崎仁行議長**

これで、討論を終了し採決します。

お諮りします。

日程第7 議案第58号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、  
原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**家崎仁行議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

**日程第8～日程第17**

**家崎仁行議長**

お諮りします。

日程第8 議案第59号から、日程第17 議案第68号までの10件については、提案者から  
提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることとしたいと思いますが、  
ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

**家崎仁行議長**

異議なしと認めます。

したがって、議案10件について、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定  
します。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。  
す。

引き続きまして、各議案の提案理由について、ご説明を申し上げます。

議案第59号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例であります。行政機関の保有する情報の公開に関する法律の改正に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第60号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例であります。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第61号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第62号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。人事院勧告等に伴い、一般職の職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第63号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例であります。人事院勧告に伴い、現業職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第64号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第6号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,362万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億1,754万9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第65号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ199万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,419万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第66号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,938万5,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであ

ります。

議案第67号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ316万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,143万8,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第68号 平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）であります。収益的支出につきまして、営業費用を225万3,000円減額し、総額を4億129万6,000円に、資本的支出といたしましては、建設改良費を6万5,000円増額し、総額を3億4,786万9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、10件の議案につきましては、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明いたさせます。なにとぞ慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

#### **家崎仁行議長**

続いて、各議案の内容説明を求めます。

まず、議案第59号から議案第63号までの説明を求めます。

濱田総務課長。

#### **濱田多実博総務課長**

皆様、おはようございます。

それでは、まず議案第59号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の7ページをご覧ください。

議案第59号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例

紀北町情報公開条例（平成19年紀北町条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年12月5日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

今回の法律改正では、非開示情報である個人情報について、その内容を具体的に示したものであります。

8ページは、改正文であります。

改正内容につきましては、9ページからの新旧対照表で説明させていただきます。

第7条第2項におきましては、非開示情報である個人情報について、氏名、生年月日、その他の記録として文書、図画、電磁的記録などにより特定の個人が識別できるものとして具体的に明示するものでございます。

恐れ入りますが、8ページにお戻りください。

附則によりまして、施行日を公布の日からとするものでございます。

以上が議案第59号の内容であります。

### **濱田多実博総務課長**

次に、議案第60号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。議案書の10ページをご覧ください。

議案第60号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例

紀北町個人情報保護条例（平成19年紀北町条例第27号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年12月5日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

今回の法律改正では、個人情報の定義などが改正されたもので、当町においても本法律との整合性を図るため、これを改正する必要が生じたものであります。

11ページは、改正文であります。

改正内容につきましては、12ページからの新旧対照表で説明させていただきます。

まず第2条、定義ではその他の記述について、文書・図画、電子的記録など具体的に記述するとともに、新たに個人識別符号として、指紋、基礎年金番号、個人番号などが、要配慮個人情報として信条、社会的身分、犯罪の経歴などを追加するものであります。

次に13ページをお願いいたします。

第6条では、個人情報取扱事務登録簿を作成する際に、記録される個人情報に要配慮情報が含まれる場合には、その旨の記載を義務付けるものであります。

第7条では、定めがある場合を除いて、収集してはならない要配慮個人情報について定めたものであります。

次に14ページをご覧ください。

第16条、第17条では保有している個人情報の開示及び部分開示において、非開示情報である開示請求者以外の個人情報として、個人識別符号を追加するものであります。

ここで恐れ入りますが、11ページにお戻りください。

下から2行目の附則によりまして、施行日を公布の日からとするものであります。

以上が議案第60号の内容であります。

### **濱田多実博総務課長**

次に、議案第61号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の16ページをご覧ください。

議案第61号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員の育児休業等に関する条例（平成17年紀北町条例第29号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年12月5日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

今回の法律改正では、非常勤職員が育児休業することができる期間を1歳6カ月から特別な事情がある場合として条例で定めたときは、2歳まで延長することができるよう改正されたことから、本条例について所要の改正を行うものであります。

17ページは、改正文であります。

改正内容につきましては、19ページからの新旧対照表で説明させていただきます。

まず第2条では、育児休業をすることができない場合として、2歳に達するまでに任期が満了する場合等を定めたものであります。

20ページをご覧ください。

第2条の3第2号は、第2条の4が追加されたことによる条文の整理であります。

第2条の4は、新たに新設された条で、2歳まで育児休業を延長する場合において、1歳6カ月に到達する日において育児休業をしていることなどの条件を定めたものであります。

21ページをご覧ください。

第2条の5は条ずれを改正するものであります。

第3条第6号は、育児休業ができる特別な場合として条例で定めるもので、保育所等の利用の申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合を追加するものであります。

22ページをご覧ください。

同条第7号では、先ほど説明いたしました第2条の4の規定を追加するものであります。

第4条は、育児休業の再度の延長ができる場合の特別の事情として、第3条第6号と同じく保育所等の利用申し込みを行っているが、当面その実施が行われない場合を追加するものであります。

第8条は、字句の整理をするものです。

23ページをご覧ください。

第10条第7号は、育児短時間勤務の終了後1年を経過しない場合に育児短時間勤務することができる特別の事情として、第3条第6号と同じく、保育所等の利用申し込みを行っているが、当面その実施が行われない場合を追加するものであります。

恐れ入りますが、ここで18ページにお戻りください。

附則によりまして、施行日を公布の日からとするものであります。

以上が議案第61号の内容であります。

### **濱田多実博総務課長**

続きまして、議案第62号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の24ページをご覧ください。

議案第62号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

紀北町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年紀北町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年12月5日提出

紀北町長 尾上壽一

### 提案理由

人事院勧告等に伴い、一般職の職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

それでは、平成29年の人事院勧告の内容につきまして、要点を説明させていただきます。

第1点目は、民間給与との較差を埋めるため、給料月額を1,000円から400円の範囲で引き上げるもので、給料表1級の初任給を1,000円引き上げるなど若年層の引き上げ幅を大きくし、民間との較差0.15%を埋めるため平均改定率で0.2%の引き上げを実施するものであります。

2点目は、一般職の職員の勤勉手当の支給率を0.1月分引き上げ、期末勤勉合わせ年間の支給率を4.3月分から4.4月分に、再任用職員の勤勉手当を0.05月分引き上げ、期末勤勉合わせて年間の支給率を2.3月分に改定するものであります。

25ページから30ページまでは、改正文であります。

改正内容につきましては、31ページからの新旧対照表で説明させていただきます。

今回の改正では、施行日の関係で、2条だてとしております。

まず、1条関係であります。勤勉手当第28条第2項、第1号につきまして、旧条例では6月、12月に支給する勤勉手当の率をいずれも100分の85としていたものを新条例では、支給率0.1月分引き上げに伴い12月分を100分の95とするものであります。

第2号につきましては、再任用職員については、同様に支給率0.05月分引き上げることに伴い12月分に100分の5を追加し100分の45とするものであります。

附則の12項につきましては、6級の俸給を受ける職員のうち55歳に達した職員である、特定職員についての規定を、今回の改定に合わせて改正するものであります。

続いて、別表第1、第4条関係の改正であります。行政職員の給料表であります。

33ページから36ページが改正後の給料表で、37ページから40ページが改正前の給料表であります。この給料表につきましては、国家公務員の給料表に準じたものであり、若年層の適用号給の上り幅は大きく、高年齢層の適用号給については低く抑えた改定となっております。

41ページをご覧ください。第2条関係であります。

期末手当第25条では、附則第9号において55歳に達した職員の給料等の減額措置が平成30年3月31日をもって廃止されることに伴い該当部分を削除するとともに、第1項及び第2項では引用する条項及び字句の整理を行っております。

42ページをご覧ください。

第28条の勤勉手当では、期末手当と同様に、附則第9号の廃止に伴い該当部分を削除するとともに、第2項第1号では、第1条関係で勤勉手当の12月支給分を100分の10追加したものを、平成30年度からは、6月、12月それぞれ均等に100分の5を増加し、100分の90と

するものであります。

第2号は再任用職員について、同様に12月に100分の5を追加したものを6月、12月均等に100分の42.5とするものであります。

43ページをご覧ください。

先ほど説明いたしました附則9号を削除するものであります。

47ページをご覧ください。

これまで6級職としておりました施設長について、5級以下でも任命できるよう削除するものであります。

ここで恐れ入りますが、29ページにお戻りください。今回の改正に係る附則の追加であります。

第1条1項では、今回の改正のうち、第1条関係は公布の日から施行し、第2条関係及び附則第4号、第5号は平成30年4月1日から施行するものであります。

また、第2項で、第1条関係の改正部分については、平成29年4月1日に遡って適用することを定めるものであります。

第2条では、第1条関係で改正された条例に基づく前に支給された給与は、改正後の条例の内払いとみなすもので、改正後の条例に基づく給与との差額については、別途、支給するものであります。

第3条では、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしております。

第4条は紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するもので、第5条は、紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するもので、いずれも本改正第2条の附則第9号の廃止に伴い引用している附則を削除するものであります。

以上が議案第62条の内容であります。

### **濱田多実博総務課長**

最後に、議案第63号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の48ページをご覧ください。

議案第63号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例  
紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年紀北町条例第43号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年12月5日提出



提案理由

人事院勧告に伴い、現業職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

49ページから53ページは、改正文であります。本条例の改正は、人事院勧告に基づき現業職給料表を改正するものであります。

改正内容につきましては、給料月額を1,100円から400円上げるもので、先ほどの議案第62号と同様に若年層の適用号給の引き上げ幅を大きく、高年齢層の適用号給については低く抑えた改定となっております。

54ページから58ページは改正後の給料表、59ページから62ページが改正前の給料表となっております。

ここで恐れ入りますが、53ページにお戻りください。

附則によりまして、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**家崎仁行議長**

次に、議案第64号の説明を求めます。

上野財政課長。

**上野和彦財政課長**

それでは、議案第64号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成29年度紀北町一般会計補正予算（第6号）

平成29年度紀北町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,362万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億1,754万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年12月5日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは5ページをご覧ください。

第2表は、繰越明許費であります。第5款・農林水産業費、第3項・水産業費の海岸保全施設整備事業について、2億2,000万円を、平成30年度に繰越しようとするものでございます。

次に6ページをご覧ください。

第3表は、地方債の補正であります。新たに農業用施設災害復旧事業の限度額700万円の追加と、臨時財政対策債は、発行可能額の決定により限度額を3億3,000万円から、6,450万8,000円減額し、2億6,549万2,000円に変更しようとするものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきます。

9ページをご覧ください。

第8款、第1項、第1目ともに地方特例交付金、34万1,000円の減額は、交付額の決定に伴うものでございます。

第9款、第1項、第1目ともに地方交付税、1億9,335万5,000円の増額は、普通交付税の交付額の決定によるものでございます。

第14款・県支出金、第2項・県補助金、第4目・農林水産業費補助金、215万3,000円の減額は、森林環境保全整備事業に係る県補助金の精算見込みによるものでございます。

次に、第9目・災害復旧費補助金1,365万円の増額は、台風21号により被災した農業用施設災害復旧事業に係る県補助金を新たに計上するものでございます。

10ページをご覧ください。

第16款、第1項ともに寄附金、第1目・総務費寄附金5,000万円は、ふるさと納税による寄附金の見込額を8,000万円から1億3,000万円とすることによる増額でございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金1億3,486万6,000

円の減額は、繰入金の一部を財政調整基金に戻し入れするものでございます。

次に、第18目・ふるさと応援基金繰入金2,421万円の増額は、ふるさと寄附金（納税）推進事業で、返礼品等に係る事業委託料の増額分に財源充当するものでございます。

11ページをご覧ください。

第19款・諸収入、第5項、第6目ともに雑入、2,727万8,000円の増額は、台風21号による避難勧告発令に伴い、時間外勤務手当などの経費に対して支払われる災害対策費用保険金239万2,000円を、第5節・保険金に新たに計上するものでございます。

第6節の雑入では、紀北広域連合負担金の前年度精算金2,209万円、広域基幹林道野又越線開設促進協議会解散に伴う清算金89万5,000円、東紀州地域振興公社からの熊野古道保全整備事業補助金59万円、両道の駅及び紀北パーキングエリアに設置の電気自動車用充電器に係る維持権利金131万1,000円を新たに計上するものでございます。

第20款及び第1項ともに町債、第9目・災害復旧事業債700万円の増額は、台風21号で被災した二又木用水路及び十須頭首工の災害復旧事業に要する経費に財源充当する農業用施設災害復旧事業債でございます。

第10目・臨時財政対策債6,450万8,000円の減額は、発行可能額の決定によるものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。

12ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は、48万8,000円を増額し、9,615万7,000円とするものでありますが、給与改定及び人事異動による組み替えや共済組合負担率の確定などによる職員人件費の精査によるものでございます。

なお、今回の職員人件費の補正による増減内容につきましては、他の科目においても同じ内容でございますので、詳細は最後に給与費明細書で説明させていただきます。

それでは、次に13ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は、1,066万3,000円を減額し、5億8,560万1,000円とするものでありますが、特別職や職員の人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

14ページをご覧ください。

第5目・財産管理費は、5,233万2,000円を増額し、6億2,202万6,000円とするものでありますが、地区集会所管理事業の233万2,000円は、台風21号で被災した地区集会所6カ所

などの修繕料70万円と2カ所の工事請負費163万2,000円であり、基金管理事業5,000万円は、ふるさと納税による寄附金5,000万円を、ふるさと応援基金に積立てるものでございます。

第6目・企画費は、2,421万円を増額し、1億4,936万1,000円とするものでありますが、ふるさと寄附金（納税）推進事業の、返礼品等に係る事業委託料2,421万円の増額によるものでございます。

第7目・支所及び出張所費は、13万円を減額し、3,907万1,000円とするものでありますが、嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

15ページをご覧ください。

第2項・徴税費、第1目・税務総務費は、287万5,000円を減額し、7,732万9,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

16ページをご覧ください。

第3項及び第1目ともに戸籍住民基本台帳費は、127万3,000円を増額し、6,777万1,000円とするものでありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

17ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は、88万9,000円を増額し、802万6,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

18ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は、451万3,000円を増額し、9億160万9,000円とするものでありますが、職員人件費及び嘱託職員賃金の精査によるもののほか、国民健康保険事業特別会計繰出金199万2,000円の減額は、職員給与費の精査に伴うものであり、紀北広域連合運営事業513万円の増額は、給与等人件費の精査のほか電算システムの改修費用などによる増額でございます。

また、災害見舞金支給事業120万円は、台風21号で床上浸水の被害にあわれた方に、町災害見舞金支給要綱に基づき1世帯あたり見舞金2万円を支給するもので、60世帯分を見込み、新たに扶助費に計上するものでございます。

第4目・国民年金事務費は、22万1,000円を増額し、1,664万8,000円とするものでありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

20ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は、7万6,000円を増額し、4億9,349万

4,000円とするものでありますが、職員給与費の精査に伴う後期高齢者医療特別会計繰出金の増額でございます。

第2目・養護老人ホーム費は、70万7,000円を増額し、9,877万8,000円とするものでありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

21ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費 第2目・保育所費は、7万円を増額し、4億3,909万4,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

22ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は508万3,000円を増額し、1億8,130万1,000円とするものでありますが、地域保健及び環境管理関係の職員人件費の精査によるものでございます。

23ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は、97万8,000円を減額し、1億6,956万4,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

24ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は、87万3,000円を増額し、734万8,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・農業総務費は、40万2,000円を増額し、4,844万9,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第5目・農地費は198万円を増額し、5,527万2,000円とするものでありますが、一般土地改良事業86万8,000円の増額は、農業用施設の修繕等の維持経費に要する費用であり、農地防災事業111万2,000円の増額は、船津川排水機場の屋外重油槽の補修・塗装に要する費用でございます。

25ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は639万7,000円を減額し、3,772万5,000円とするものでありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

第3目・林業施設費は、97万8,000円を減額し、7,157万6,000円とするものでありますが、森林環境保全整備事業の事業内容の精査によるものでございます。

第4目・町有林造成費は、6万円を増額し、7,700万6,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

26ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は36万3,000円を減額し、2,087万1,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第2目・水産業振興費は、155万2,000円を増額し、4,426万9,000円とするものでありますが、漁業振興対策事業として、三重外湾漁業協同組合の水揚用水槽の整備を支援する事業補助金の増額でございます。

第3目・漁港管理費は、島勝漁港の防潮扉2カ所の扉修繕153万6,000円と島勝漁港及び矢口漁港の補修等にかかる工事請負費85万1,000円の増額でございます。

27ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は、267万9,000円を減額し、5,976万1,000円とするものでありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

第2目・商工業振興費は、222万9,000円を増額し、4,582万8,000円とするものでありますが、ふれあい広場マンδρο管理事業16万2,000円は、台風21号により被災した屋根の補修にかかる増額で、道の駅マンボウ管理事業161万7,000円は、占用施設の配水管改修にかかる工事請負費149万7,000円と、電気自動車用充電器の電気代12万円の増額であり、道の駅海山管理事業12万円は、電気自動車用充電器の電気代の増額で、地域振興施設運営管理事業33万円は、電気自動車用充電器の電気代19万2,000円と、台風21号により被災した始神テラスの設備の補修13万8,000円の増額でございます。

第3目・観光費は、199万6,000円を増額し、1億7,149万5,000円とするものでありますが、主に台風21号により被災した施設等の復旧に係る増額であり、観光活性化対策事業32万8,000円の増額は、始神さくら広場のフェンス等の修繕10万円と倒木処理の手数料22万8,000円で、温泉施設管理運営事業79万6,000円の増額は、古里温泉の浴室屋根修繕にかかる工事請負費であります。

また、28ページの紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業の87万2,000円の増額は、被災したコテージや管理棟の補修11万6,000円のほか、法改正に伴う自動火災報知器の設置に必要な工事請負費75万6,000円でございます。

29ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は、60万9,000円を増額し、9,595万7,000円とするものでありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるも

のでございます。

30ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は、2万1,000円を増額し、720万1,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

31ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は17万1,000円を増額し、1,505万7,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

32ページをご覧ください。

第8款及び第1項ともに消防費、第1目・常備消防費は、761万9,000円を減額し、4億3,539万2,000円とするものでありますが、三重紀北消防組合の職員人件費などにかかる組合負担金の減額によるものでございます。

第5目・災害対策費は、150万円を増額し5,708万6,000円とするものでありますが、台風21号の警戒等に係る職員時間外勤務手当の増額でございます。

33ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費は、11万6,000円を増額し、8,386万9,000円とするものでありますが、特別職や職員の人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものほか、児童生徒スクールバス運行事業14万9,000円の増額は、スクールバスの燃料費の実績見込みによる増額でございます。

34ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は229万2,000円を増額し、1億3,547万8,000円とするものでありますが、台風21号により被災した相賀小学校などの復旧に要する工事請負費の増額でございます。

35ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は、88万4,000円を増額し、6,075万6,000円とするものでありますが、中学校管理運営事業31万5,000円は、光熱水費の実績見込みによる増額で、中学校校舎等施設営繕事業56万9,000円は、台風21号により被災した赤羽中学校の自転車置場の復旧に要する工事請負費の増額でございます。

36ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに幼稚園費は、18万3,000円を増額し、5,850万9,000円とするもので、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるもの及び、幼稚園管理運営事業11万円は、

台風21号で被災したふなつ幼稚園の施設修理に要する工事請負費の増額でございます。

37ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は80万2,000円を増額し、1億2,093万2,000円とするものでありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

第2目・公民館費は94万1,000円を増額し、4,103万6,000円とするものでありますが、台風21号で被災した公民館4館の修繕料でございます。

第3目・郷土資料館費は15万2,000円を増額し、145万4,000円とするものでありますが、清掃業務等管理人賃金の実績見込みによる増額でございます。

第4目・文化財調査費は59万円を増額し、875万1,000円とするものでありますが、熊野古道保全整備にかかる修繕料の増額でございます。

38ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第2目・給食施設費は、11万円を増額し、1億2,313万6,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第3目・体育施設費は381万3,000円を増額し、7億2,592万2,000円とするものでありますが、多目的広場管理事業19万2,000円、赤羽公園管理事業272万円、東長島スポーツ公園管理事業39万3,000円、健康増進施設管理事業50万8,000円の増額は、それぞれ台風21号により被災した施設等の修繕にかかる増額でございます。

39ページをご覧ください。

第10款・災害復旧費、第2項・農林水産施設災害復旧費、第1目・農業用施設災害復旧費は、3,652万5,000円を増額し、5,689万5,000円とするものでありますが、台風21号で被災した農業用施設の復旧に要する経費で、国補農業用施設災害復旧事業2,152万5,000円は、島原地内の二又木用水路、十須地内の十須頭首工の災害復旧工事2,100万円と、事業費支弁の時間外勤務手当52万5,000円でございます。

また、町単農業用施設災害復旧事業1,500万円は、海野地区の黒浜海水浴場につながる農道の復旧工事費でございます。

40ページをご覧ください。

第11款及び第1項ともに公債費、第1目・元金は255万3,000円を増額し、12億4,963万4,000円とするものでありますが、長期債借入金償還金の利率見直しなどに伴う元金償還額の増額によるものでございます。



第2目・利子は629万6,000円を減額し、7,957万3,000円とするものでありますが、長期借入金の利率見直し及び平成28年度起債の借入利率の決定に伴う償還利子の精査等による減額でございます。

41ページをご覧ください。

地方債の残高の見込みに関する調書ですが、次のページの合計欄で説明させていただきます。

42ページをご覧ください。

前年度末現在高は118億2,877万円で、当該年度中の起債見込額については、今回の5,750万8,000円の減額により、補正後の起債見込額は15億859万2,000円となり、当該年度中の元金償還見込額については、今回の255万3,000円の増額により、補正後の元金償還見込額は12億4,963万4,000円となることから、当該年度末現在高見込額は120億8,772万8,000円となる見込みでございます。

続きまして43ページをご覧ください。

給与費明細書でございますが、1の特別職につきましては、副町長の期末手当や、共済費の実績見込みにより、長等で104万3,000円を減額し、補正後の総額としましては、1億4,164万8,000円となります。

44ページをご覧ください。

2の一般職174名分につきましては、給料879万1,000円の減額、職員手当212万2,000円の増額、共済費が419万5,000円の増額により、合計では247万4,000円の減額となり、補正後の総額としましては12億973万9,000円となります。

45ページをご覧ください。

増減額の明細であります。給料879万1,000円の減額は、給与改定による増額が125万1,000円、人事異動等による減額が1,004万2,000円となります。

職員手当212万2,000円の増額は、勤勉手当の支給月数を0.1引き上げたことなどから、給与改定による増額が643万9,000円、人事異動等による減額が1,069万2,000円、その他災害対策等による増額が637万5,000円となります。

46ページ以降につきましては、給料及び職員手当の状況等について記載したものでございます。

以上で、議案第64号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

**家崎仁行議長**

どうぞ、平野隆久君。

**15番 平野隆久議員**

今の財政課長の説明なんですけども、早口なんで、ちょっと書き留められないんで、例えば人件費の精査による変更なんかについてはね、ある程度、早くてもいいんですけども、事業的な経費の内容についてはね、もう少しゆっくり言っていただきたいと。こちら書き留めて質問することがありますんで、そのように今後はお願いしたいと思うんですけども。

**家崎仁行議長**

ほかの課長等もよろしくお願ひいたします。

よろしいですか。

**上野和彦財政課長**

今後気をつけさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

---

**家崎仁行議長**

ここで、暫時休憩いたします。

11時5分まで休憩いたします。

(午前 10時 51分)

---

**家崎仁行議長**

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 05分)

---

**家崎仁行議長**

次に、議案第65号、議案第66号の説明を求めます。

上ノ坊住民課長。

## 上ノ坊健二住民課長

それでは、議案第65号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ199万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,419万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月5日提出

紀北町長 尾上壽一

今回の補正は、職員人件費に関するもののみでございます。

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入からご説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第10款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金につきましては、199万2,000円を減額して3億3,107万1,000円とさせていただくものでございますが、給与改定や人事異動等に伴い、職員人件費を精査し、一般会計からの繰り入れを減額するものでございます。

続きまして、歳出をご説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましても、199万2,000円を減額し、6,534万5,000円とさせていただくものでございますが、歳入でご説明させていただきましたとおり、職員人件費を減額させていただくものでございます。

以上で、議案第65号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

## 上ノ坊健二住民課長

続きまして、議案第66号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成29年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,938万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月5日提出

紀北町長 尾上壽一

この補正も、職員人件費に関するもののみでございます。

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入からご説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目・事務費繰入金7万6,000円の増額は、給与改定等に伴い、職員1名分の人件費精査不足分を一般会計から繰り入れするものでございます。

次に、歳出7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましても、7万6,000円の増額でございますが、歳入でご説明させていただきましたとおり、職員1名分の人件費について、増額させていただくものでございます。

以上で、議案第66号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

どうぞよろしく願いいたします。

#### **家崎仁行議長**

次に、議案第67号の説明を求めます。

中村福祉保健課長。

#### **中村吉伸福祉保健課長**

それでは、議案第67号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ316万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,143万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月5日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、説明させていただきます。

それでは、歳入予算から説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は、316万3,000円を減額し、基金に戻し入れ、0とするものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。

7ページ、8ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は、2,051万4,000円を減額して1億6,011万6,000円とするものであります。人事異動及び人事院勧告等による職員人件費1,744万2,000円の減額と嘱託職員等賃金の精査による307万2,000円の減額によるものであります。

次に9ページをご覧ください。

第3款・基金積立金、第1項・基金積立金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金積立金は、1,735万1,000円を増額し、1,735万1,000円とするものであります。

職員人件費等の減額分を基金積立金に積み立てするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**家崎仁行議長**

次に、議案第68号の説明を求めます。

上野水道課長。

**上野隆志水道課長**

それでは、議案第68号 平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成29年度 紀北町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成29年度紀北町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 平成29年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款・水道事業費用の、既決予定額4億354万9,000円から、補正予定額225万3,000円を減額し、計を4億129万6,000円に。

第1項 営業費用の、既決予定額3億6,865万円から、補正予定額225万3,000円を減額し、計を3億6,639万7,000円に補正するものでございます。

次に、（資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,427万6,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,006万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,421万3,000円で補てんするものとする。）に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

第1款・資本的支出の既決予定額3億4,780万4,000円に、補正予定額6万5,000円を増額し、計を3億4,786万9,000円に。

第1項・建設改良費の既決予定額2億1,761万8,000円に、補正予定額6万5,000円を増額し、計を2億1,768万3,000円に補正するものでございます。

次に、（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第4条 予算第8条中（1）職員給与費7,939万5,000円を7,783万円に改める。

平成29年12月5日 提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算書の17ページをお願いいたします。

平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）実施計画説明書

収益的支出についてでございますが、第1款・水道事業費用、第1項・営業費用、第3目・総係費から225万3,000円を減額し、9,961万8,000円とするものでございます。

これにつきましては、人事異動及び給与改定に伴う補正でございます。

主な内容といたしましては、職員10名分にかかる給料を99万5,000円、手当等を50万円、法定福利費を13万4,000円、厚生費を4,000円、会費負担金を62万円、それぞれ減額するものでございます。

次に18ページをお願いいたします。

資本的支出についてでございますが、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費、第1目・上水道改良費に6万5,000円を増額し、1億8,076万5,000円とするものでございます。

これにつきましても、人事異動及び給与改定に伴う補正でございます。

主な内容といたしましては、職員1名分にかかる給料を6,000円、手当等を3万9,000円、法定福利費を1万9,000円、会費負担金を1,000円、それぞれ増額するものでございます。

以上で、議案第68号 平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### **家崎仁行議長**

以上で、提案理由及び内容の説明を終わります。

これから各議案に対する質疑に入りますが、質疑の回数は、会議規則第55条の規定により、議長が宣告した議題について、3回以内となっております。委員会での審査は十分できますので、自分が所属する委員会に付託された案件については、大筋の質疑にとどめていただき、詳細は委員会で行っていただきますよう、ご配慮をお願いします。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

---

## **日程第8**

### **家崎仁行議長**

日程第8 議案第59号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

( 発言する者なし )

**家崎仁行議長**

以上で質疑を終わります。

---

**日程第9**

**家崎仁行議長**

次に、日程第9 議案第60号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 発言する者なし )

**家崎仁行議長**

以上で質疑を終わります。

---

**日程第10**

**家崎仁行議長**

次に、日程第10 議案第61号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

近澤チヅル君。

**9番 近澤チヅル議員**

議案第61号の質疑をさせていただきます。

提案理由で、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためという説明でしたが、本年10月1日に改正されました、育児介護休業法が改正されたことによるものと思われませんが、詳しい説明をお願いします。



**家崎仁行議長**

濱田多実博総務課長。

**濱田多実博総務課長**

お答えいたします。

今回の改正につきましてはですね、基本的には雇用保険法が改正されたことに伴いましてですね、それで、それに関係する法令を改正すると。その中にですね、地方公務員法の育児休業等に関する法律、これが含まれていたということでですね、それに伴いまして、育児休業のできる場合等をですね、条例で定めるということになっておりますので、それに基づいて今回、改正をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

**家崎仁行議長**

近澤チヅル君。

**9番 近澤チヅル議員**

今回ですね、正式な公務員は既に改定されていたんですけども、非正規の嘱託職員の方も、その改正に伴い条例を改正するというので、期間は長くなるんですけども、これに伴う育児休業の手当ですか、そういうものも非正規の場合も、正規の職員と同様に、長くなればその分、補償されるのかどうか、お伺いいたします。

**家崎仁行議長**

濱田総務課長。

**濱田多実博総務課長**

育児休業については、基本的には無給ということになってございますが、社会保険等によりですね、育児休業給付というのがございまして、それが給付されるということになります。

以上でございます。

**家崎仁行議長**

近澤チヅル君。

**9番 近澤チヅル議員**

税金ではなく、一般会計ではなく、社会保険のほうから来るということで、はい、それですね、非正規の方についても、働きやすい職場環境が整うわけですが、とりやすい、このせっかく条例で変えても、とりやすい環境を整えなければ、現在までこの非正規の方

の利用、今度拡大されたんですけれども、拡大される前も利用される方はいないと聞いておりますが、今回、女性活躍の時代ですし、副町長も女性になりました。紀北町の職場でもですね、ぜひ女性が働きやすい、そういう環境を整えるために、この条例の周知方法ですか、とりやすい環境を整えていただきたいと思うんですが、そのところはどのようにお考えでしょうか。

**家崎仁行議長**

濱田総務課長。

**濱田多実博総務課長**

今回、こういうふうなことで、いわゆる働きやすいということですね、女性の方が活躍できるような場をつくるということでございますので、こういった制度をですね、職員の方々にも周知をさせていただいて、とりやすい環境というものをですね、つくりやすいように、各課のほうでですね、そういった配慮もしながら、進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**家崎仁行議長**

近澤議員、条例の質疑です。質疑に、もう終わりやね。

先ほど副町長が女性と。

**9番 近澤チヅル議員**

先ほど副議長というところを、私、副町長と言ってしまったので、副議長に字句調整をお願いしたいと思います。

**家崎仁行議長**

はい、了解しました。

ほかにごございませんか。

( 発言する者なし )

**家崎仁行議長**

以上で質疑を終わります。

---

**日程第11**

**家崎仁行議長**

次に、日程第11 議案第62号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

**9番 近澤チヅル議員**

人事院勧告に伴うもので、詳しい説明がありましたが、今年度の人事院勧告、これで100%実施されたのか、されたのだと思いますが、その確認をお願いします。

**家崎仁行議長**

濱田総務課長。

**濱田多実博総務課長**

これで100%実施ということになります。

はい、以上でございます。

**家崎仁行議長**

近澤チヅル君。

**9番 近澤チヅル議員**

先ほどの財政課の課長の説明の中でも、いただいた資料の中に、144名とか145名とかの方の人件費とかなんですけれども、人件費に影響すると思うんですけども、人事院勧告が実施されたら、嘱託職員の給与も改正するという決まりになっておりますので、嘱託職員、これに改定されたことによって、嘱託職員の給与はどのように改定されるかお伺いします。

**家崎仁行議長**

濱田総務課長。

**濱田多実博総務課長**

規定等を設けまして、基準につきましてははですね、一般職の1級の第何号という形でですね、決めさせていただいております。今回そういったところも含めて、来年度ということになりますので、現時点ではですね、申し上げられませんが、これまでの慣例ではですね、そういうことで、そういった方、嘱託職員の方につきましてもですね、月額であるとか、あるいは勤勉手当でですね、期末でですね、そういったものも反映させていただいておりますので、今後その方向で検討はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

**家崎仁行議長**

近澤チヅル君。

**9番 近澤チヅル議員**

その方向でぜひ半数の方が嘱託職員ですので、よろしくお願ひしたいと思いますが、先ほど課長、一般職のつて、お答えになったんですけども、現業職ではないかなと思ひますが、いかがでしょうか。給料表ですね。

**家崎仁行議長**

濱田総務課長。

**濱田多実博総務課長**

申し訳ございません。現業職でございました。申し訳ございませんでした。現業職の給料表の、事務職員の方ですと、1級9号給というふうなことでございます。申し訳ございません。訂正させていただきます。

**家崎仁行議長**

よろしいですか。

ほかにございませんか。

( 発言する者なし )

**家崎仁行議長**

以上で質疑を終わります。

---

**日程第12**

**家崎仁行議長**

次に、日程第12 議案第63号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**家崎仁行議長**

以上で質疑を終わります。

---

### 日程第13

#### 家崎仁行議長

次に、日程第13 議案第64号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

なお、質疑は歳入及び歳出を一括で行います。

質疑される方は、必ずページ数を述べてから、質疑するようお願いいたします。

それでは、質疑される方はありませんか。

平野隆久君。

#### 15番 平野隆久議員

それでは、2点についての答弁を求めます。

まず1点目、歳出18ページの民生費の社会福祉総務費、これの災害見舞金支給事業ということで、120万円の予算があがっているんですけども、これについては課長の答弁、説明の中で、床上浸水63世帯ということで説明を受けたと思うんですけども、地域的には、どういった場所が多かったのかについての答弁を求めます。

2点目ですが、歳出のこれも27ページですけども、これの商工費の商工業振興費の中で、道の駅マンボウ管理事業と、海山管理事業のところ、電気充電器の電気料が上がったということなんですけど、これについては利用者が多くなって上がったのか、また、ほかの要因があったのか、その要因についての答弁を求めます。

この2点についての答弁を求めます。

#### 家崎仁行議長

平野隆久君、1点目、自身の所管事項になってますもんで、いいですか。2点目だけ。

答弁お願いします。

石倉商工観光課長。

#### 石倉充能商工観光課長

お答えさせていただきます。

電気の利用料が上がったということをごさいますて、利用実績が上がったことに伴い歳

出の決算見込みに伴いですね、電気代の補正をお願いするものでございます。全ての施設において、利用が上がっております。

以上です。

**家崎仁行議長**

いいですか、ほかにありませんか。

( 発言する者なし )

**家崎仁行議長**

以上で質疑を終わります。

---

#### 日程第14

**家崎仁行議長**

次に、日程第14 議案第65号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**家崎仁行議長**

以上で質疑を終わります。

---

#### 日程第15

**家崎仁行議長**

次に、日程第15 議案第66号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

( 発言する者なし )

**家崎仁行議長**

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第16

### 家崎仁行議長

次に、日程第16 議案第67号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

玉津充君。

### 12番 玉津充議員

7ページのですね、一般管理費、職員の人件費ですね、これが補正前の額に対して、補正額が非常に大きくなって、職員人件費1,744万2,000円、嘱託職員賃金307万2,000円と、大幅に減額になっているわけなんです、これ老人ホームの管理運営事業ということで、これですね、当初のいわゆる人員構成に対して、介護職員の人員は足りているのでしょうか。また、介護サービスが低下するようなことにはなっていないのでしょうか。

以上、お答えください。

### 家崎仁行議長

中村福祉保健課長。

### 中村吉伸福祉保健課長

補正予算の内容について、説明させていただきます。

4月の人事異動による予算の組み替えということでありまして、正規職員のほうが3名減員のほうになっております。その内、1名分のほうの人件費を一般会計のほうに組み替え、新規採用職員のほうについて、2名募集かけた次第なんです、1名しか応募がなかった。また、早期退職者が1名あったということで、職員給与、職員手当、共済費の減額が1,744万2,000円になっております。

また、嘱託職員のほうの理由のほうにつきましても、4月採用に募集がなかったため、12月からの採用になりました。その部分の減額としまして、307万2,000円の減額になっています。ただ、介護サービス事業の職員配置のほうについては、基準のほうがありまして、

その基準に満して、サービスの低下が損なわれないというんですか、サービスの低下になってはいません。

以上でございます。

#### **家崎仁行議長**

玉津充君。

#### **12番 玉津充議員**

いろいろ回答いただいたんですが、最終的にですね、この介護職員の人数、年初でどれだけのものが、今の時点でどれだけに減っておるのか、そのトータルの人数でお答えいただきたいというのが1つと。

後ですね、これは当町のいわゆる年代別のですね、人口の推移を見ますと、将来これ介護の担い手が不足するという、もう将来の展望というか、予想が出ておるんですが、この辺についてはですね、どのような見通しを持って、どのように対応していく案があるのか、そういうことがあれば教えてください。

以上2つ。

#### **家崎仁行議長**

中村福祉保健課長。

#### **中村吉伸福祉保健課長**

職員のほうの全体の数字なんですけど、今、51名ということで、中のほうについての振り分けのほうは、ちょっと資料のほうが持ってないもんですから、また、答弁させていただきたいと思っています。

年代別の介護職員のほうにつきましては、現在、職員の中でもなかなか高齢化のほうになっております。その中で、今、募集をかけても、なかなか職員のほうが集まらない。そういったような状況でございます。その中で、職員の中から紹介をしてもらうというのか、声をかけてもらうとか、そういった動きのほうで、今年のほうになりまして、約3名のほうの募集がありました。

また、施設のほうを見て、施設のほうを見に来てくれて、その中で採用になった職員のほうもいます。今後のほうにつきましては、そういったふうに職員の中の家族、親戚、友だち、友人関係を含めまして、職員の方の配置のほうを、募集に応募してもらえるように努力いたしたいと思っています。

以上でございます。



**家崎仁行議長**

いいですか。

ほかにありませんか。

( 発言する者なし )

**家崎仁行議長**

以上で質疑を終わります。

---

**日程第17**

**家崎仁行議長**

次に、日程第17 議案第68号 平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**家崎仁行議長**

以上で質疑を終わります。

---

**日程第18**

**家崎仁行議長**

次に、日程第18 請願案件を議題といたします。

お手元に配付の請願文書表のとおり、請願1件をここに受理することとし、別紙、請願文書表を朗読させ、説明に代えたいと思います。

協議会事務局長。

**協俊明協議会事務局長**

平成29年12月紀北町議会定例会、平成29年12月5日、請願文書表。

受理番号、請願第2号。

受理年月日、平成29年11月24日。

件名、「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見書の提出を求める請願。

請願の趣旨、昨年臨時国会で年金受給資格期間は25年から10年に退縮され、約64万人の無年金者が年金を受給できるようになりましたが、私たちの当面の要求である毎月支給に関しては、相変わらずかたくなな態度をとり続けています。

『マクロ経済スライド』の撤回、『最低保障年金制度』の実現にも足を踏み出そうとしていません。

こうした事態を打開する一つとして、下記事項を実施するよう国への意見書を採択されるよう要請します。

- 1) 隔月支給の年金を国際水準である毎月支給に改めること。
- 2) 年金支給開始年齢のこれ以上の引上げは行わないこと。
- 3) 「マクロ経済スライド」は廃止すること。
- 4) 全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に創設すること。

請願書の住所及び氏名、北牟婁郡紀北町相賀671番地、全日本年金者組合牟婁支部 支部長 岩見雅夫氏。

紹介議員氏名、近澤チヅル議員、中津畑正量議員。

付託委員会は教育民生常任委員会でございます。

### 家崎仁行議長

以上で、請願案件の説明を終わります。

なお、受理した請願については、文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することとなりますので、ご報告申し上げます。

---

### 家崎仁行議長

これで、本定例会に上程されました案件についての質疑は、全て終了しました。

委員会付託表配付のため、この場で暫時休憩いたします。

委員会付託表を配付してください。

(委員会付託表の配付)

### 家崎仁行議長

再開します。

お諮りします。

本日、議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### **家崎仁行議長**

異議なしと認めます。

したがって、各議案については、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

なお、付託案件の審査については、12月6日、水曜日は総務産業常任委員会。12月7日、木曜日は、教育民生常任委員会の開催ということであります。

開催時間はいずれも午前9時30分からの開催となります。

委員会の運営にあたっては、各常任委員長において、取り計らいくださるようお願い申し上げます。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

---

### **家崎仁行議長**

本日はこれで散会いたします。

(午前 11時 42分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 3 0 年 3 月 1 日

紀北町議会議員 家崎仁行

紀北町議会議員 平野隆久

紀北町議会議員 中津畑正量